

## 将来の老齢基礎年金の計算はどうなるの？

全額免除期間及び一部納付期間にかかる老齢基礎年金の計算は、保険料を全額納付した場合と比較して以下のとおりとなります。

全額免除	1 / 3	4分の1納付	1 / 2
半額納付	2 / 3	4分の3納付	5 / 6

## 免除や一部納付の対象となる所得基準は？

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

全額免除	(扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円		
4分の1納付	78万円	+ 扶養親族等控除額	+ 社会保険料控除額等
半額納付	118万円	+ 扶養親族等控除額	+ 社会保険料控除額等
4分の3納付	158万円	+ 扶養親族等控除額	+ 社会保険料控除額等



世帯構成別の所得の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

「4人世帯」及び「2人世帯」のご夫婦は、夫又は妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合の「めやす」です。

「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合の「めやす」です。

申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の所得も基準の範囲であることが必要です。

全額免除や一部納付の期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

申請は、住民福祉課・住民福祉室の国民年金担当窓口まで。

お問い合わせ先 住民福祉課(☎77-3613)・住民福祉室(☎78-2212)